内閣総理大臣 内閣官房長官 あて 外務大臣

静岡県磐田市議会議長 鈴 木 喜 文

パレスチナ自治区ガザ地区での即時停戦を求める意見書

パレスチナ自治区ガザ地区では、昨年10月のハマスによるイスラエルへの攻撃及び人 質事件から半年以上たった現在も、イスラエルの報復が継続し、一般市民や子どもたちに 甚大な犠牲が生じている凄惨な状況が日々拡大している。

多くの避難民は、身を寄せているガザ地区南部ラファでのイスラエル軍による軍事作戦 の影響で、再び別の場所への避難を余儀なくされるなど、人道状況も深刻化している。

こうした中、国連総会での「人道目的の即時停戦」を求める決議や、国連安全保障理事会での「即時停戦」を求める決議を通じて人道的な停戦が呼びかけられ、また、国際司法裁判所からもイスラエルに対し、パレスチナ人への集団殺害を防止するための暫定措置を命じる決定が出されているにもかかわらず紛争は続いており、犠牲者が増え続けている。

イスラエルとハマスの間では、停戦と人質解放に向けた提案が示されているが、現時点で双方の合意には至っておらず、今後の進展は、依然として予断を許さない状況にある。

よって、国においては、人道・人権の危機的状況にあるパレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦、及び国際法が遵守される国際社会の実現のために、積極的な平和外交を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。